

米国関税措置に対応した新たな融資制度を 6月13日から開始します

世界経済に深刻な影響を及ぼす米国による関税措置に対応するため、県内中小企業者等の資金繰り支援資金の創設や、経営の多角化を図り既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への挑戦を行うための取組に対する支援資金の拡充を行います。

● 新たな融資制度の創設

名 称	経営健全化支援資金（関税対策）
貸付対象者	以下のいずれかに該当する者 ア 米国関税措置の影響を受け、最近3か月の売上高が前3か年のうちいずれか同期に比べ5%以上減少している者 イ 米国関税措置の影響を受け、最近2か月の売上高が前年同期に比べ5%以上減少しており、かつその後1か月間を含む3か月間の売上高が前年同期と比べて5%以上減少すると見込まれる者
貸付限度額	設備資金 6,000 万円、運転資金 8,000 万円
貸付利率	年 1.2%
貸付期間	設備資金 10 年（据置 2 年）、運転資金 7 年（据置 2 年）
信用保証料	県・市町村補助により 0.44%以内 ※事業者選択型経営者保証非提供制度 利用時 県・市町村補助により 1.325%以内
そ の 他	・事業者は経営向上計画書を作成 ・借換での利用は不可

● 既存資金の拡充 信州創生推進資金（事業展開向け）に新たな貸付対象者を追加（貸付対象者以外に変更はありません。）

追加される貸付対象者	中小企業新事業進出補助金※の交付決定を受けて、設備導入等を行おうとする者
------------	--------------------------------------

※ 国の中小企業新事業進出補助金の詳細については、以下の HP をご覧ください。
（第1回公募において、米国の追加関税措置により大きな影響を受けた事業者については 審査時に考慮されます。）

<https://shinjigyoushinshutsu.smrj.go.jp/>

● 取扱開始日 令和7年6月13日申込分から

